

看板広告等における広告指針の対応について

1. たばこ事業法は、製造たばこに係る広告を行う者に対し、
 - ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること
 - ② 製造たばこの消費と健康との関係に配慮すること
 - ③ 広告が過度にわたることのないように努めることを求めており、同法に基づき財務大臣が定める指針（以下「広告指針」という。）において、上記の観点から広告の内容や方法に制限が必要な事項について定め、たばこ広告が適切に行われることを担保している。

2. 広告指針については、財政制度等審議会たばこ事業等分科会報告書（平成30年12月28日注意文言表示規制・広告規制の見直し等について）を踏まえ、令和元年6月、財務省において、たばこ広告に付す注意文言を最新の科学的知見を踏まえたものとする等の改正を行った。
また、その実施時期については、たばこ広告の注意文言の切り替えには一定の期間が必要なことや、東京オリンピックの開催を踏まえ、令和2年7月1日までに完全に施行することとされたところである。

3. たばこ業界においては改正後の広告指針に対応すべく、計画的にたばこ広告の切り替えを行ってきており、パンフレット・ポスター等についての対応はおおむね完了しているところである。しかしながら、たばこ広告のうち、販売店店頭における看板広告等については、施工業者による撤去・交換が必要なところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、人と人との接触を7割から8割減らすことが要請される中、3密回避のための工事の自粛や施工用資材調達の遅延等により、業界における対応が遅延している状況が生じている。
新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための自粛等に伴う遅延であることを踏まえれば、全ての看板の撤去・交換が、当該期限までに完了していないとしてもやむを得ないものと考えられる。

4. このため、広告指針を改正し、看板広告等について、その対応期限を延長することとしたい。
新型コロナウイルスに係る自粛を政府が要請し始めた3月から緊急事態宣言が解除された5月まで最大3か月間の遅延が生じている。6月以降順次工事は再開されていくが、今後も引き続き3密の回避が必要なことや、施工用資材調達の遅延等が生じる可能性を踏まえ、本年12月末までの延長としたい。

(以上)